

入 札 説 明 書 類

件名：ガス調達一式（大阪本所）

令和 6 年 12 月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

②仕様書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

③契約書(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

①～③：応札にあつては、内容を熟知すること。

④質疑書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑤ご担当者連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

④～⑤：期限(令和7年1月10日)までにメールにて提出すること。

また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

⑥競争参加資格確認関係書類・・・・・・・・・・ 1 部

⑦誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 種

⑧保険料納付に係る申立書・・・・・・・・・・ 1 部

⑥～⑧：期限(令和7年1月27日)までに提出すること。

⑨入札書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑨：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。

また、提出期限(令和7年1月28日)を厳守すること。

⑩入札書等記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑪入札辞退届・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑪：応札しない場合、令和7年1月28日までに提出すること。

⑫委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑬年間委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、

開札当日(令和7年1月29日)、開札会場へ持参すること。

入 札 説 明 書

「ガス調達一式（大阪本所）」に係わる入札公告（令和 6 年 12 月 26 日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（平成 17 規程第 7 号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（平成 17 要領第 8 号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

- (1) 契 約 件 名 ガス調達一式（大阪本所）
- (2) 仕 様 等 詳細は別添「仕様書」のとおり。
- (3) 契 約 期 間 自：令和 7 年 4 月 2 日 至：令和 8 年 4 月 1 日
- (4) 納 入 場 所 大阪府茨木市彩都あさぎ 7 丁目 6 番 8 号
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- (5) 入 札 方 法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。燃料調整費及びその他補助金等は加算しない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

- (1) 契約事務取扱要領第 4 条及び第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の A～D のいずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (6) その他契約事務取扱要領第 3 条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成 21 年 12 月 25 日閣議決定）の内容について問題がない者であること。
- (8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。
- (9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- (10) 「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。
- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年

間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

注）各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(12) ガス事業法第3条の規定に基づき一般ガス事業者としての許可を得ている者、同法第37条の7の2第1項の規定に基づき一般ガス導管事業者としての届出を行っている者又は同法第37条の9第1項の規定に基づき大口ガス事業者としての届出を行っている者であること。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和7年1月10日（金）17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課契約係 keiyaku@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）を令和7年1月27日（月）17時00分までに下記5（1）の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（※）とは下記の書類である。

①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

②会社概要

③公益法人については、3（7）を証明する書類

④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）

⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）

⑥「一般ガス事業者・一般ガス導管事業者・大口ガス事業者」の登録を受けている者であることを証する書類

(3) 入札書

提出期限は令和7年1月28日（火）17時00分（郵送の場合も同様）

詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、**開札前日**（令和7年1月28日）までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、**開札当日**（令和7年1月29日）に**開札会場へ持参**すること。

5 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約係

電話 072-641-9824

(2) 入札書等の提出方法

①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年1月29日開札 ガス調達一式（大阪本所） 入札書在中」と記載しなければならない。

②郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和7年1月

29 日開札 ガス調達一式（大阪本所） 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記 5 の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。

④入札書の日付は、提出日を記入すること。

（3）入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

（4）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

（5）代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

6 開札及び落札後の手続

（1）開札の日時及び場所

令和 7 年 1 月 29 日（水）10 時 00 分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 第二会議室

（2）開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

（3）落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。
- ②会計規程第 41 条及び契約事務取扱要領第 16 条 1 項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
- ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
- ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。

(4) 落札条件に該当する者が複数のとき

前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

仕 様 書

1. 件 名 ガス調達一式（大阪本所）

2. 需要場所

（1）名 称 医薬基盤・健康・栄養研究所 大阪本所

（2）所在地 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

3. 仕 様

（1）ガスの種類 都市ガス 1 3 A

（2）供給熱量 4 5 M J / m ³

（3）供給圧力 中圧および低圧

（4）供給地点特定番号・メーター番号・設置場所

供給地点特定番号		メーター番号	供給圧力		設置場所
			引込	計器	
1	00212300077881704	0300	中圧	中圧B	屋外メーター小屋
2	00212400077881702	0303	中圧	中圧B	屋外メーター小屋
3	00212300077849206	6634	低圧	低圧	屋外メーター小屋

4. 予定ガス使用量

（1）契約最大使用量 1 2 0 m³/h

※契約最大使用量とは、契約期間を通じての1時間あたりの最大ガス使用量をいい、原則としてこれを超えないものとする。

（2）契約年間使用量 3 9 1, 1 2 0 m³

※契約年間使用量とは、契約で定める期間の契約月別使用量の合計量をいう。

※数量は概算であり、使用を保証するものではない。

（契約月別使用量は、下記（5）のとおり。）

（3）契約年間引取量 3 0 4, 2 0 0 m³

※契約年間引取量とは、契約で定める期間の最低引取量をいい、原則としてこれを下回らないものとする。

（4）契約年間最高使用量 5 6 5, 1 0 0 m³

※契約年間最高使用量とは、契約で定める期間の最高使用量をいい、原則としてこれを上回らないものとする。

(5) 契約月別使用量

(単位：m³)

年月	使用量（合計）	使用量（中圧）	使用量（低圧）
令和7年 4月	28,244	28,142	102
令和7年 5月	28,805	28,704	101
令和7年 6月	28,484	28,403	81
令和7年 7月	42,745	42,665	80
令和7年 8月	42,525	42,445	80
令和7年 9月	36,261	36,185	76
令和7年10月	27,510	27,414	96
令和7年11月	24,787	24,681	106
令和7年12月	40,420	40,287	133
令和8年 1月	33,630	33,520	110
令和8年 2月	29,479	29,363	116
令和8年 3月	28,230	28,109	121
計	391,120	389,918	1,202

5. 供給期間

令和7年4月2日から令和8年4月1日まで（検針日により調整）

6. 保 安

- (1) 供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器について保安責任を負うものとする。ただし、同一構内に供給する他のガス供給者と共用して使用されるガス消費機器については、当該供給者と保安業務等の分担について協議を行うものとする。
- (2) 保安責任分界点は、ガス消費機器の末端のバルブとし、詳細については協議の上、確認、決定するものとする。

7. 料金

- (1) 料金は、公的機関の発表する貿易統計（令和2年6月から同年8月の平均値）のガスの原料に関する価格に基づいて算定するものとする。なお、石油石炭税等租税課金はLNGトン当たり1,860円、LPGトン当たり1,860円の場合のものとする。
- (2) ガス料金は、ガス小売事業者の大口ガス供給条件の原料費調整制度に準じ、調整を行うものとする。

なお、原料費料金単価の算定と料金適用月および原料価格算定月の関係は次のとおりとする。

N月を料金適用月とする原料費料金単価は、N月の5ヶ月前の月からN月の3ヶ月前の月までを原料価格算定月とするトン当たり原料価格と基準トンあたり原料価格の

差額にもとづき算定する。

- (3) 低圧ガスの当月最大使用量については、過去 11 か月のうち最も高い実績の数値を使用し基本料金を算定する。

8. 検針

- (1) 検針日 一般ガス導管事業者が定める検針日
- (2) 上記 3. (4) のガスメーターにより検針を行い、計量した使用量を担当部署へ通知する。

9. その他

記載なき事項は、ガス小売り事業者の供給条件による。

契 約 書

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔（以下「甲」という。）と 落札者 （以下「乙」という。）とは、ガス事業法第2条第7項に定める「大口供給」に該当するガスの需給について、乙が定め甲が承認した大口ガス供給条件（以下「約款」という。）に基づき、下記条項により契約を締結する。

記

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき、甲が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所で使用するガスを需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（契約金額）

第3条 甲が乙に支払う本体料金は、原料費料金、託送料金及び諸経費料金の合計に消費税等相当額を加えたものとし、各料金の算定方法は、乙が定める約款に従うものとする。

<料金体系表落札後追記>

（契約保証金）

第4条 この契約の保証金は、免除する。

（需要場所及び契約使用期間）

第5条 乙がガスを供給する場所及び契約使用期間は、次のとおりとする。

場 所 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

契約使用期間 令和7年4月2日から令和8年4月1日まで（検針日により調整）

（使用ガス量の増減）

第6条 甲のガス使用量は、契約年間使用量を上回り、又は下回ることができるものとする。

ただし、仕様書に示す契約年間引取量を下回る場合は、約款に従うものとする。

(契約最大使用量)

第7条 甲は契約最大使用量を超過した場合は、約款に従うものとする。

(計量及び検査)

第8条 乙は毎月末日（以下「検針日」という。）にガス使用量を計量し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定)

第9条 料金の算定は前月の検針日の翌日から当月の検針日までのガス使用量によるものとする。

(契約金額の支払)

第10条 乙は、検査終了後、前条で算定した料金に基づき支払請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に乙に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲は、自己の責に帰すべき事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、請求代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた率を乗じた額の遅延利息を支払わなければならない。

(費用負担)

第12条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(再委託)

第13条 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第14条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第13条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第15条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

(1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。

(2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。

(3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第17条 甲及び乙は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除等)

第18条 乙がこの契約条項に違反したとき、又は完全に契約を履行する見込みがないと認められるときは、甲は何時でもこの契約を解除することができる。この場合、違約金として甲は、契約金額の100分の10に相当する金額を乙に納付させるものとする。

(損害賠償)

第19条 乙は、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、甲が実際に被った損害に限り、契約金額を上限として、その損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第20条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条若しくは同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。))。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第22条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第23条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第24条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第25条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請負契約等に関する契約解除)

第26条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第27条 甲は、第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第23条、第24条及び第26条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第28条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(紛争等の解決方法)

第29条 この契約条項又はこの契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、乙の約款及び甲乙協議の上、解決するものとする。

(裁判管轄)

第30条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔

乙

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : ガス調達一式(大阪本所)

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和7年1月10日(金)17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課契約係 keiyaku@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：ガス調達一式（大阪本所）

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和7年1月10日（金）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課契約係 keiyaku@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2 種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 「一般ガス事業者、一般ガス導管事業者、大口ガス事業者」届出を行っている者であることを証する書類
- 5 その他参考資料
会社履歴書等
- 6 提出部数 各 1 部
- 7 提出期限 令和 7 年 1 月 27 日（月）17 時 00 分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「ガス調達一式（大阪本所）」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

(別紙様式)

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

_____ 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 ガス調達一式（大阪本所）

金 円也

（別途任意様式に内訳を記入し、合計額を転記すること。）

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

（競争参加者）

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入 札 書

1. 入 札 件 名 ○○○○○○○○○

2. 入 札 金 額 ¥ _____

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札
します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
 (3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【 記 載 要 領 】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2: 契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

(3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に

競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人（復代理人）
であることの表示並びに当該代理人（復代理人）の氏名を記入し
て押印すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

（競争参加者）

住 所 大阪市〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代 理 人 〇〇 〇〇 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した
場合」

（競争参加者）

住 所 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 〇〇 〇〇 印

- (4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の
10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、
入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者で
あるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する
金額を入札書に記入すること。
- (6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入
札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

入札書在中

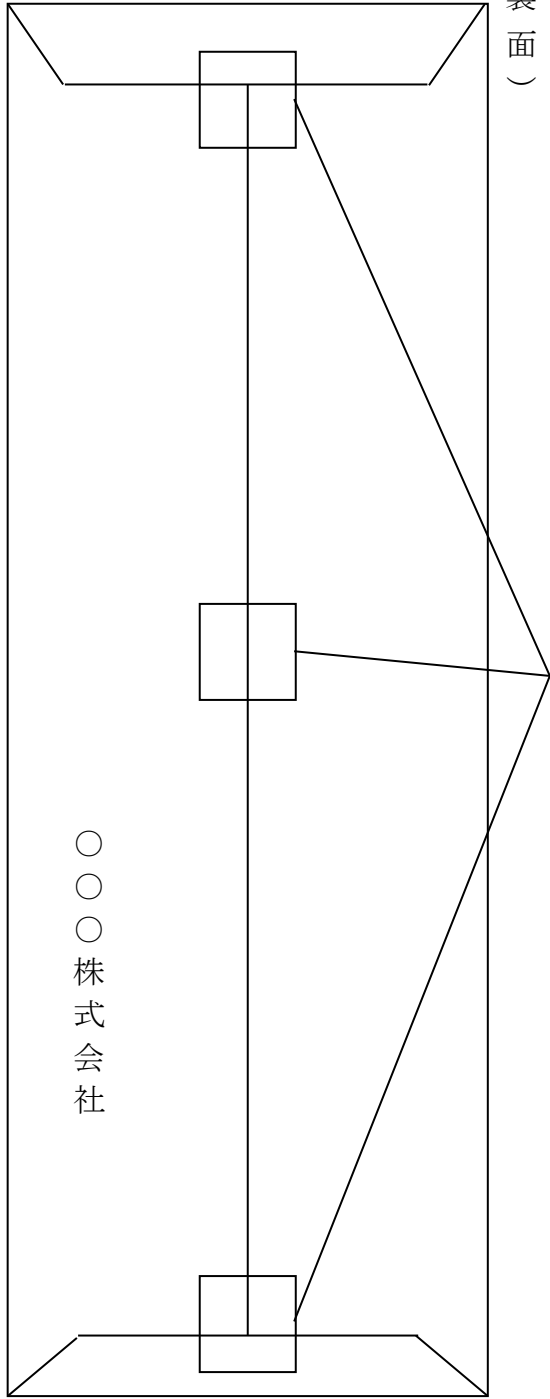
契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。

御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



〇〇〇株式会社

入 札 辞 退 届

件 名： ガス調達一式（大阪本所）

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

入 札 者

住 所

氏 名(社 名)

委任状

私は、
を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和7年1月29日開札 件名「ガス調達一式（大阪本所）」の競争入札に関する
一切の権限を委任いたします。

代理人

氏 名 印

令和 年 月 日

委任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年 間 委 任 状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間における 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 との下記事項に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関すること。（契約の変更、解除に関するを含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関すること。
3. 契約代金の請求及び受領に関すること。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。

【工事契約以外の場合は除く】

（ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。）

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：ガス調達一式（大阪本所）

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約係

提出先メールアドレス keiyaku@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書	：令和7年1月10日（金）17時00分まで
競争参加資格確認関係書類	：令和7年1月27日（月）17時00分まで
入札書	：令和7年1月28日（火）17時00分まで
開札日の日時	：令和7年1月29日（水）10時00分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	ガス調達一式（大阪本所）
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に ☒ をお願いします。	（質問）入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか ☐ 1 特に問題はなかった ☐ 2 期間が短かった （具体的な必要期間： ）
参加（応募）頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に ☒ をお願いします。	☐ 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 ☐ 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 ☐ 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 （具体的業務： ） ☐ 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 ☐ 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 （厳しいと考えられた業務実績： ） ☐ 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 ☐ 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 ☐ 8 入札公告（公示）又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 ☐ 9 その他：自由記載 （ ）
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名（任意）	
ご担当者（任意）	
ご連絡先（任意）	

ご協力頂きましてありがとうございました。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課